

相模原市犬・猫不妊去勢手術助成事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号。以下「法」という。)及び相模原市動物の愛護及び管理に関する条例(平成21年相模原市条例第64号)の趣旨に基づき、市民が飼養する犬及び猫の不妊去勢手術に対し、その経費の一部を予算の範囲内において補助することについて、相模原市補助金等に係る予算の執行に関する規則(昭和45年相模原市規則第23号)に規定するもののほか、必要な事項を定める。

(補助対象)

第2条 この要綱による補助の対象は、次に掲げる要件に該当する犬又は猫(猫にあっては第3号を除く。)に対する不妊又は去勢の手術(以下「手術」という。)であって、市長が指定する相模原市犬・猫不妊去勢手術助成事業指定獣医師(以下「指定獣医師」という。)が実施したものである。ただし、法第10条第1項に規定する動物取扱業を営む者が営利を目的として飼養しているものを除く。

- (1) 犬又は猫の所有者(所有者以外の者が飼養する場合は、その者を含む。以下同じ。)が市内に居住し、かつ、当該犬又は猫が市内において飼養されているものであること。
- (2) 犬又は猫が生後3か月以上のものであること。
- (3) 犬にあっては、狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)第4条第1項の登録を受け、かつ、同法第5条第1項に規定する予防注射を受けているものであること。

(指定獣医師の指定)

第3条 指定獣医師の指定を受けようとする獣医師は、手術を実施する診療施設(獣医療法(平成4年法律第46号)第2条の診療施設をいう。以下同じ。)ごとに、相模原市犬・猫不妊去勢手術助成事業指定獣医師指定申請書(第1号様式。以下「指定申請書」という。)に獣医師免許証の写しを添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、指定申請書の提出があった場合において、次に掲げる要件に該当すると認めるときは、相模原市犬・猫不妊去勢手術助成事業指定獣医師指定書(第2号様式)を交付するものとする。

- (1) 獣医療法第3条の規定に基づき診療施設を開設し、又は同法第5条第1項の

規定に基づき診療施設を管理している獣医師であること。

(2) 申請に係る診療施設は、市内に存していなければならない。ただし、相模原市に隣接する市又は町の区域内に存するもので市長が特に必要と認める場合はこの限りでない。

(3) 申請に係る診療施設は、獣医療法施行規則(平成4年農林水産省令第44号)第2条第1項第5号の規定に適合した施設を有するものであること。

(指定獣医師指定申請書記載事項変更届)

第4条 指定獣医師は、指定申請書に記載した事項に変更があったときは、速やかに相模原市犬・猫不妊去勢手術助成事業指定獣医師指定申請書記載事項変更届(第3号様式)により、市長に届け出なければならない。

(指定獣医師の指定解除)

第5条 市長は、指定獣医師が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を解除することができる。

(1) 第3条第2項各号に掲げる要件に該当しなくなったとき。

(2) この要綱及び獣医療法その他関係法令の規定に違反したとき。

(3) 指定獣医師から指定の解除の申出があったとき。

(指定獣医師の責務)

第6条 指定獣医師は、この要綱による助成事業の趣旨及び内容を十分に理解し、市民から要求があったときは、当該趣旨及び内容を市民に説明しなければならない。

(補助金の交付額)

第7条 市長は、第2条の規定による手術を受けた犬又は猫の所有者に対し、次の表に掲げる区分に従い、同表に定める額の補助金を交付するものとする。

区 分	犬	猫
不妊手術 (メス1頭又は1匹につき)	4,000円	4,000円
去勢手術 (オス1頭又は1匹につき)	3,000円	2,800円

(補助金の交付申請)

第8条 補助金の交付の申請をしようとする犬又は猫の所有者は、あらかじめ相模原市犬・猫不妊去勢手術助成事業補助金交付申請書(第4号様式)を市長に提出し

なければならない。

(補助金の交付決定)

第9条 市長は、前条の申請があったときは、速やかに申請内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは相模原市犬・猫不妊去勢手術助成事業補助金交付決定通知書(第5号様式。以下「決定通知書」という。)により、補助金を交付すべきでないものと認めるときは相模原市犬・猫不妊去勢手術助成事業補助金不交付決定通知書(第6号様式)により申請者に通知するものとする。

(手術の実施等)

第10条 犬又は猫の所有者は、前条の規定による補助金の交付決定通知を受けたときは、決定通知書の発行日から30日以内に、指定獣医師において第2条の規定による手術を受けさせなければならない。ただし、当該手術の日は、決定通知書の発行日の属する年度の末日を超えないものとする。

2 指定獣医師は、手術が完了したときは、相模原市犬・猫不妊去勢手術助成事業補助金交付請求書(第7号様式。以下「請求書」という。)に必要事項を記入及び押印するものとする。

(補助金の交付請求)

第11条 犬又は猫の所有者は、補助金の交付を受けようとするときは、請求書を手術が完了した日の属する月の翌月15日までに市長に提出しなければならない。

(免責)

第12条 市長は、指定獣医師による手術の実施に当たり、当該手術に関連して生じた事故等については、その責めを負わないものとする。

附 則

この要綱は、平成5年6月1日から施行する。ただし、第3条第1項及び第2項の規定については、平成5年4月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。ただし、第3条第4項の改正規定については、平成10年3月31日以前に指定された獣医師には適用しない。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年3月2日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、改正前の第6条に規定する第3号様式、第8条第2項に規定する第6条様式及び第9条に規定する第7号様式について用紙が残存するときは、当分の間、所要の調整をして使用することができる。